（三）　基準溶液

イ　規格

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム四・八～五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九～一・一パーセントの混合溶液とする。

ロ　調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（三）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級（日本工業規格K八五七六（水酸化ナトリウム（試薬））の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るように調製する。

ハ　分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法は以下のとおり。

次亜塩素酸ナトリウムについては、基準溶液を一・〇グラムないし一・五グラム精秤し、イオン交換水を五十ミリリットルとヨウ化カリウム二グラム及び酢酸十ミリリットルを加え、遊離したヨウ素を〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液の所要量に対応する次亜塩素酸ナトリウムを求めて含有率を算出する。

水酸化ナトリウムについては、純水五十ミリリットルに基準溶液を五・〇グラム加えた溶液に、水酸化ナトリウムで中和した過酸化水素水を上記基準溶液内に発泡がなくなるまで少量ずつ滴下して次亜塩素酸ナトリウムを分解した後、〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

（四）　測定は、（二）イ～ニを三回行い、平均値を測定値とする。

（五）　本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

別記二　塩素ガス発生試験（塩素系）

（一）　装置及び器具

別記一　塩素ガス発生試験（酸性タイプ）に同じ。

（二）　測定方法

イ　合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて（三）で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ　塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

ハ　直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌（かくはん）する。

ニ　両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度（ppm）} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度（ppm）}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量（}\ell\text{）}}{20}$$

ホ　室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

（三）　基準溶液

イ　規格

酸性タイプの基準溶液については、塩酸九・三～九・七パーセントとする。

ロ　調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格K八一八〇（塩酸（試薬））の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

ハ　分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

（四）　測定は（二）イ～ニを三回行い、平均値を測定値とする。

（五）　本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

二十八　台所用、住宅用又は家具用の磨き剤

クレンザー（研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの（艶出しの用に供せられるものを除く。）をいう。）

（一）　品名の表示に際しては、「クレンザー」の用語を用いて表示すること。

（二）　成分の表示に際しては、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ　研磨材については、「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。この場合において、成分の分析は、日本工業規格K三三〇四（石けん試験方法）の七・八に規定する試験方法（同七・七・三b）に規定する「記号三」は「記号四」と読み替える。）によるものとし、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とすること。

ロ　研磨材の種類については、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができるものとする。

（1）　けい酸アルミニウム系鉱物

（2）　けい酸系鉱物

（3）　炭酸カルシウム系鉱物

（4）　アルミナ系鉱物

ハ　界面活性剤を含有するものについては、「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率及びその種類の名称を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲はプラス・マイナス二以内とする。

ニ　含有される界面活性剤のうちその含有率が三パーセント以上のものについては、ハの規定によりその種類の名称を示す用語を付記すること。なお、三パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率が最も高いもの一つの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。ただし、界面活性剤の種類の名称を知ることができないときその他界面活性剤の種類の名称を示す用語を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名称を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。

ホ　ニの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、その種類の名称又は系別が次の表の上欄に掲げる界面活性剤の区分に応じ、同表の下欄又は中欄に掲げる界面活性剤の種類の名称又は系別を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。